

町民基本条例を制定へ

少子高齢化が進み、町の財政状況も厳しさを増している中で、私たちの「ふるさとくねっぶ」を元氣いっぱいのまちにするには、町民の皆さん、議会、そして町（役場）の知恵と力を今こそ結集し、まちづくりに取り組むことが大切です。そのためには、町民の皆さんの権利や義務をあらためて確認し、町政に積極的に参画していただき、知恵を出し合い、行動に移す仕組みづくりが必要です。町では、町民による、町民のためのルールとして「町民基本条例（仮称）」の制定を提案しています。



昨年9月に開催したまちづくり懇談会。町政に積極的に参画していただく事業の一つです

町民基本条例とは

町民基本条例は、町民の皆さんの権利と義務、議会と行政の役割・責務を明確にするものです。まちづくりの基本原則を定め、同時にほかの条例や計画をつくる際にも、この条例を最大限尊重していくことになることから「自治体の憲法」とも言われています。

みんなの力で条例づくり

一般的に町の条例は、町が原案をつくり、議会に提案し、制定する手順となっていますが、「町民基本条例」は、町民の皆さんの権利と義務、議会・町の役割と責務などを規定することになるため、町民の皆さんを中心に議会・町も力を合わせてつくる法律（条例）です。



ふるさと銀河線廃止後続けられている、町民ボランティアの駅構内の草取り作業

みんなの知恵とパワーでまちづくり

条例がもたらす効果

「町民基本条例」を土台にし、町民の皆さん、議会、町がそれぞれの役割と責任を担い、互いに力を合わせてまちづくりを着実に継続的に進めることで、次のような効果が徐々に発揮されるものと考えられます。

- ①「協働のまちづくり」の仕組みが明らかになり、まちづくりへの関心が高まると同時に、参加が促進され、町民主体の自治運営となることが期待されます。
- ②政策決定の過程で、町民がかかわることにより、政策の質的な向上が図られます。
- ③条例・施策などがこの条例のルールに則しているか、皆さんにとって判断の基準となり、皆さんが自治体運営を見守る機能が発揮されます。

町民主体のまちづくりに向けて

これまで、町、議会が中心となって情報の共有や町民参加のまちづくりを進めてきました。しかし、少子高齢化が進行し、社会の構造が大きく変化してきていることや厳しい町財政の中で、これまでの方法だけでは、多様化・高度化する住民ニーズや地域課題を解決することは困難な状況となっています。

このため、各産業関係者や自治会をはじめとする各種団体なども含めた町民の皆さん一人ひとりが、自分たちのまちづくりをより積極的に取り組む環境を整え、実践する意識を高めることが求められています。こうしたまちづくりを進める新しいシステムとして、「町民基本条例」を制定する時期にきているものと考えています。

制定に向けての取り組み

「町民基本条例」は、町民主体の地方自治を実現するための重要な条例であるため、この条例の必要性も含めて町民の皆さんと共に考えていきます。町民の皆さんにも策定にかかわっていただき、多くの意見を聞く場面を設けるとともに、十分議論を積み重ねたうえで、原案をつくりあげていくことになります。

最終的には、その原案をもとに町長が形式や内容を精査したうえで、議会に提案し、可決されれば、訓子府町の憲法「町民基本条例」が施行されることになります。

町では、平成20年度中に制定したいと考えており、今後、条例の在り方なども含め、町民の皆さんとの意見交換の場を設けるなど具体的な取り組みを進めていきますので、ご理解とご協力をお願いします。

これまでの取り組み

町と議会では、「情報公開条例の制定」、毎月の広報「くねっぶ」をはじめ、各種広報の発行、町議会や議事録の公開、「町民相談係」や「なんでも相談室」などの組織づくり、「みんなのふるさと懇談会」の開催、「夜間町長室開放」の実施など広報広聴活動を通して、町民の皆さんとの情報の共有やまちづくりへの参加促進に取り組んでいます。